新あいち男女共同参画プラン策定に関する一考察

Short Essay for a Renewed Gender Equality Plan in Aichi Pref.

若 松 孝 司 WAKAMATSU Takashi

Abstract:

In Aichi pref., the approach to the gender - equal society has been developed. But, a rapid change in the social environment, that takes its rise in declining birthrate and a growing proportion of elderly people and a worldwide finance crisis, calls for radical action for the gender equality plan in Aichi pref. settled on in 2001. To achieve the gender-equal society that demonstrates individuality and the ability of both men and women enough, it is necessary to decide a new policy roughly reflecting the situation in recent years.

Council for Gender Equality in Aichi pref. received the consultation of "Basic direction of a new plan" from the Aichi Prefectural governor, and discussed it. This paper examines the problem for the achievement of the gender-equal society in Aichi pref. while referring to "The Third Basic Plan Drawn up for Gender Equality" that the government (Gender Equality Conference) presented in July 2010.

1. はじめに

愛知県では「愛知県男女共同参画推進条例」と法定計画である「あいち男女共同参画プラン21」を両輪として、男女共同参画社会実現に向けての取り組みを展開している。平成13 (2001)年3月に策定された旧プランは、平成18 (2006)年10月に改訂を行ったが、計画期間が平成22 (2010)年度までとされていたことから、平成22年度末までに新たなプランが策定される必要があった。

また、平成13年の旧プラン策定以後、少子高齢化の進展や世界的な金融危機に端を発する 経済・雇用情勢の悪化、貧困・格差の拡大など、社会情勢の急激な変化が認められ、性別にか かわりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のためには、近年の状況を 反映したあらたな方針の決定が必要となっている。

こうしたなかで本稿の筆者が委員を務めている愛知県男女共同参画審議会は、平成22年6 月に愛知県知事より「新プランの基本方向について」の諮問を受け、審議を行った。本稿はその経過を整理するとともに、同時期(平成22年度)に国の機関(男女共同参画会議)が提示した「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(答申)」を参照しながら、愛知県における男女共同参画社会の実現に向けた課題を検討するものである。

2. 平成13年度策定「あいち男女共同参画プラン21」概説

「新プランの基本方向について」の審議について検討する前に、平成13年度策定の「あいち男女共同参画プラン21~個性が輝く社会をめざして~」(旧プラン)について、その概略を確認したい」。

愛知県では、男女共同参画社会を実現するための方策のひとつとして「あいち男女共同参画プラン21」を策定し、そこに掲げたそれぞれの目標を達成することを通じて、県全体における男女共同参画の実現を図ってきた。本プランは、平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」および平成12年12月に閣議決定された国の「男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、愛知県の男女共同参画に関する初めての法定計画として平成13年に策定されたものである。この計画期間は、平成13年度から平成22年度までの10年間であるが、社会経済情勢の変化や平成17年の国の「男女共同参画基本計画(第3次)」の策定を踏まえ、平成18年に改定を行っている。

この「あいち男女共同参画プラン21」においては、男女共同参画社会の実現が「基本目標」と定められ、それを達成するための「基本方針」として、「基本的視点の確立」と「積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進」「施策の進捗状況の検証及び結果の公表」の3つが掲げられていた。さらに、これらの基本方針に対して各分野における「重点目標」が定められた。それらは「I 人権の尊重と男女共同参画に向けての意識改革」「II あらゆる分野への社会参画の促進」「III 就業環境と就業条件の整備」「IV 生涯にわたる心身の健康と生活の充実」「V計画の推進」の5つの分野に分けられ、この重点目標を達成するために、下記のように県民や県の各担当部局が果たすべき具体的な目標を定めた16の「基本的課題」が設定されていた。なお、平成18年の改定後のプランには、新たに「女性のチャレンジ支援」および「新たな取組を必要とする分野への男女共同参画の推進」を基本的課題に設定し、「女性や子どもに対する暴力根絶」を単独の課題として設定するなど、基本的課題の追加や見直しが行われた。

【あいち男女共同参画プラン21:施策体系】

重点目標 I 人権の尊重と男女共同参画社会に向けての意識改革

基本的課題

- 人権の尊重
- ② 男女共同参画に関する正しい理解の促進
- ③ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- ④ 女性や子供に対する暴力の根絶

重点目標Ⅱ あらゆる分野への社会参画の促進

基本的課題

⑤ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

新あいち男女共同参画プラン策定に関する一考察(若松孝司)

- ⑥ 家庭生活・地域活動への男女共同参画の促進
- (7) 国際交流・協力の推進
- (8) 新たな取組を必要とする分野への男女共同参画の推進

重点目標Ⅲ 就業環境と就業条件の整備

基本的課題

- ⑨ 女性のチャレンジ支援
- ⑩ 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援
- (1) 就業機会の確保の推進と就業環境の改善

重点目標IV 生涯にわたる心身の健康と生活の充実

基本的課題

- ② 生涯を通じた心身の健康づくりへの支援
- ③ 高齢者や障害者、母子・父子世帯などの生活安定と自立支援

重点目標 V 計画の推進

基本的課題

- 個 推進体制の整備・充実
- (15) 市町村推進体制への支援
- (16) ウィルあいちを拠点とする推進

3. 平成22年度愛知県男女共同参画審議会答申スケジュール

平成23年からの新たなプラン策定に向けて、愛知県男女共同参画審議会は平成20年度に作業部会を設置し、県民意識調査の実施²、本プランに対する取り組みの評価と課題の検討³⁾を行なった。

こうした活動を受けて、平成22年度には以下のスケジュールが組まれた。

平成22(2010)年6月16日 平成22年度第1回(第14回)審議会開催

知事から審議会へ諮問「新プランの基本方向について」

6月30日 審議会第1回部会開催

施策体系・答申(案)の構成について検討

7月26日 審議会第2回部会開催

現状と課題・施策の基本的方向について検討①

8月9日の週 庁内照会・庁内各課へヒアリング

8月19日 審議会第3回部会開催

現状と課題・施策の基本的方向について検討②

9月15日 審議会第4回部会開催

愛知淑徳大学論集-交流文化学部篇- 創刊号

各課照会の結果を踏まえ検討

10月20日 審議会第5回部会開催

現状と課題・施策の基本的方向について検討(3)

10月27日 平成22年度第2回(第15回)審議会開催

部会より提出された答申案の審議

11月12日 審議会から知事へ答申「新プランの基本方針について」

平成23(2011)年1月17日

平成22年度第3回(第16回)審議会開催

パブリックコメント制度に基づく意見募集

3月

男女共同参画行政推進会議開催

新プランの承認、策定、公表

愛知県男女共同参画審議会は、平成22年6月に開催された第14回(平成22年度第1回)審議会において愛知県知事より「新プランの基本方針について」答申をするよう諮問され、その後は部会を設置して5回にわたり施策体系・答申(案)の構成、および現状と課題・施策の基本的方向について検討した。部会で取りまとめられた答申案は10月27日開催の第15回(平成22年度第2回)の審議会における審議を経て、11月12日に知事へと答申された。知事への答申の後、愛知県男女共同参画室を中心として新たなプラン(素案)が作成され、庁内関係各部局への紹介を経て、平成23年1月17日の平成22年度第3回愛知県男女共同参画審議会において新プランの審議がなされた。その後、1ヶ月間のパブリックコメント制度に基づく意見募集を経て新プランの最終案が取りまとめられ、平成23年3月の平成22年度第2回男女共同参画行政推進会議で承認される。こうしてまとめられたプランが平成23年度から10年間にわたる愛知県の男女共同参画にかかわる政策の指針となっていくことになる。

4. 「新あいち男女共同参画プラン(仮称)の基本方向について」答申

4. 1 平成13年度策定プランとそれに対する意見

愛知県は、平成13年度に「あいち男女共同参画プラン21~個性が輝く社会をめざして~」を策定し、平成22年度までの10年間における男女共同参画社会実現のための柱と位置付けた。平成22年度第1回(通算第14回)審議会では答申に盛り込む新プランの基本方針を定めるために、この平成13年策定(平成18年改訂)のプランに対する各委員の意見が求められた。以下、その一部である4。

【新プランの構成について】

- ・現プランは基本的課題が多すぎるため、新プランにおいては、重なっている部分を精査し、 もう少し絞り込んだ方がいい。
- 基本的課題を多くあげるのもいいが、その中でどれが特に重要なのかを分かるようにした

方がいい。

・10年後を見据えた今後5年間のプランを策定するのであれば、10年後も活きるような 基本的方針と、5年後に修正可能な項目の2段構えにしていく必要がある。

【数値目標について】

- ・実現可能な目標をたてることが必要である。
- ・これが達成したら、愛知県では男女共同参画が進んだと認定できるような数値目標を設定 する必要がある。

【今後重点的に取り組むべき事項について】

- ・男女共同参画に対して誤解や偏見を抱いている人に対して、男女共同参画が進めば、誰も が多様な生き方ができるようになることや、男らしく生きなければいけないことで苦しむ 男性も減るようになることを伝えるなど、広報の仕方を工夫していくことが必要である。
- ・女性の意見は、男性とは異なる視点から出てくることも多く、男女共同参画の必要性について、男性の意識をもっと変えていくことが必要ではないか。
- ・企業としては、女性だけではなく、男性も含めたワーク・ライフ・バランスの推進に取り 組んでいきたいと思う。
- ・中小企業に対して、育児休業制度の導入や女性の活用を推進するような働きかけをしてい くといいのではないか。
- ・少子高齢化が進む中、女性の労働力を活用するためにも、育児休業は、女性だけではなく、 男性も取るべきものであるという意識に改めていく必要がある。
- ・DVの問題を抱えている家庭の中で子どもが育つと、虐待につながる場合や、男女共同参 画の正しい意識が育たず、傷を負ったまま、大きくなってしまう場合があることにも留意 する必要がある。
- ・子育ての問題を入れずに、男女共同参画のプランを考えることはできないが、入れすぎる と福祉のプランになってしまい、どこまで入れるかが、男女共同参画がいつも直面する課 題である。
- ・小学校においては、生活の中で習慣化されたものが多い。朝礼での並び方や教室の席など、 目に見えるところから男女平等の意識を育んでいくことが必要ではないか。
- ・子宮頸がんの新しい判定表を市町村で取り入れてもらいたい。県においては、市町村への 働きかけも含め、女性の健康に関して具体的な取組を進めてもらいたい。

4.2 新プランの基本方針

上記の審議会委員の意見をはじめ、平成20年に実施された愛知県民意識調査や平成21年度にまとめられた男女共同参画部会における旧プラン(平成13年度策定)の達成状況の確認

作業をうけて部会での議論がすすめられ、平成23年度からの新たなプランの基本方針の答申案が決定された(図参照)5。新プランは平成23年から27年までの5年間を計画期間とするが、10年後の平成32(2020)年に向けた男女共同参画社会づくりの長期的な目標として、4つの重点目標を制定するように提言されている。その重点目標の概要および基本的施策は下記のとおりである。

重点目標 I 男女共同参画社会に向けての意識改革

人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた固定的性別役割分担意識は、男女共同参画社会を実現していく上で、大きな障害の一つとなっている。固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画が、女性だけではなく、男性も含めたあらゆる立場の人々にとって必要であるという認識を広めていく必要がある。

基本的施策 1 男女共同参画の理解の促進

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが、固定的性別役割分担意識を見直し、男女が共に、職場、家庭、地域などあらゆる場において責任を分担しながら支えあうことや、性別にかかわりなく、それぞれの個性と能力を活かした多様な生き方を尊重しあうことの重要性を認識し、男女共同参画の理解を深めていくことができるよう呼びかけていくことが必要である。この目的を達成するため、以下の施策をすすめる。

- ・男女共同参画に関する広報・啓発の推進
- 男女共同参画に関する情報の収集・提供
- ・男女共同参画の視点に立った公的広報の推進
- ・男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し
- 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

基本的施策2 男性にとっての男女共同参画

男女共同参画社会の形成は、男性にとっても重要であることについての理解を深め、男性自身が固定的性別役割分担意識にとらわれず、生き生きとした生活を送ることができるよう、男性の意識改革を推進していくことが重要である。この目的を達成するため、以下の施策をすすめる。

- ・男性を対象とする広報・啓発の推進
- ・男性が家庭・地域生活に参画しやすい職場環境づくりの推進
- 男性の育児参画の支援
- ・高齢男性の地域活動への参画支援
- メンタルヘルス相談の充実

基本的施策3 子どもにとっての男女共同参画

子どもの人格形成が行われる最初の場である家庭や、集団行動や社会との関わりを教える学校においては、子どもたちが、相手を思いやる心と男女平等の意識を育み、男女が協力しあっていくことの大切さを理解していけるよう、取り組んでいくことが必要である。この目的を達成するため、以下の施策をすすめる。

- ・子どもを対象とする広報・啓発の推進
- ・家庭教育の支援
- ・学校教育における教科・道徳・特別活動等での実践
- ・キャリア教育の推進
- ・教職員に対する男女共同参画の理解の促進

重点目標 II あらゆる分野への社会参画の促進

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる 分野における活動に参画する機会が確保されることが重要である。女性の参画が進んでいない 分野においては、実効性のあるポジティブ・アクションを推進し、女性が男性と共にあらゆる 分野に参画する機会を拡大していく必要がある。

基本的施策 4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

政策・方針決定過程への女性の参画は、活力ある社会を築くため、多様な視点を導入し、新たな発想を取り入れていく上でも重要である。また、女性が参画しやすい環境の整備と、女性の参画の必要性に対する意識改革に取り組むことも必要である。この目的を達成するため、以下の施策をすすめる。

- ・県の審議会等委員、管理職などへの女性の登用推進
- ・企業・団体等における男女共同参画の取組への支援
- 女性の人材育成・能力開発
- ・女性のネットワーク形成の支援

基本的施策5 地域活動における女性の地位向上と活動分野の拡大

地域活動への参加率は、男性より女性の方が高い傾向にあるが、依然として、方針決定過程への女性の参画率は低く、地域において女性が活躍する場も少ない。今後は、地域活動において、女性の視点や能力を十分反映することができるよう、方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、「新しい公」の領域に女性の活躍の場を広げていく必要がある。この目的を達成するため、以下の施策をすすめる。

・地域における女性リーダーの育成

愛知淑徳大学論集-交流文化学部篇- 創刊号

- ・地域における男女共同参画の取組への支援
- ・防災活動における女性の参画の促進
- ・環境活動における女性の参画の促進
- ・観光まちづくり分野における女性の参画の促進

重点目標Ⅲ 多様な働き方を可能にする環境づくり

非正規労働者の社会的・経済的地位の不安定さや正規労働者の長時間労働など、多くの労働者にとって、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現しにくい状況にある。本格的な少子高齢社会の到来に伴い、生産年齢人口の減少が見込まれる中で、多様な人材の能力を活用するためにも、多様な働き方についての公正な処遇が確保されるような社会的気運の醸成が必要である。

基本的施策6 就業環境の整備と就業支援

女性が、能力に見合った公正な処遇のもと、就業を継続し、あるいはいったん離職しても再 就職ができる就業環境を整備していくとともに、女性が就業に必要な能力を高め、その個性と 能力を十分に発揮することができるよう支援していくことが必要である。この目的を達成する ため、以下の施策をすすめる。

- ・男女の均等な雇用機会と待遇の確保を図る法令・制度の周知
- 非正規労働者の雇用環境の整備の促進
- 女性の再就職支援
- 介護分野への就業支援
- 農林水産分野における男女共同参画の推進

基本的施策7 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の推進

女性の政策・方針決定過程への参画や就業継続、男性の家庭生活、地域活動への参画など、 男女共同参画社会を実現する上での様々な課題を解決していくためには、長時間労働を前提と する働き方を見直し、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ラ イフ・バランス)を実現することが必要不可欠であり、この実現に向けた取組を、行政、企業、 団体、労働者などが連携し、社会全体で推進していくことが必要である。この目的を達成する ため、以下の施策をすすめる。

- ワーク・ライフ・バランスの普及
- ・職場における仕事と家庭の両立支援の促進
- 保育所待機児童対策の推進
- ・多様なニーズに対応した保育サービスの充実
- ・放課後子どもプランの充実

介護支援の充実

重点目標IV 安心して暮らせる社会づくり

近年の社会経済情勢の悪化や、家族・地域・社会の絆の弱まりなどを背景に、貧困、配偶者からの暴力、病気など、生活に様々な不安を抱える人が増えている。そのため、職を失った時、病気になった時、高齢期になったとき、配偶者と離死別した時などにも、安心して暮らしていけるような社会づくりが必要である。

基本的施策8 人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援

生活困難を抱える人々が、自立し、安心して暮らしていけるようにするためには、人権尊重 や、男女の違いや、個人の置かれた状況に配慮したきめ細かな支援をしていく必要がある。こ の目的を達成するため、以下の施策をすすめる。

- 人権教育・啓発の推進
- ・母子・父子世帯の自立した生活に対する支援
- ・高齢者の自立した生活に対する支援
- ・外国人女性の自立した生活に対する支援

基本的施策9 女性に対する暴力の根絶

男女間における暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、加害者と被害者が どのような間柄であるかに関わらず、決して許されるものではない。特に、性別に関わる固定 的な意識や、男女の置かれている社会構造を背景に、女性が被害者となるケースが多く、女性 に対する暴力は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。このた め、以下の施策をすすめる。

- ・DV理解のための広報・啓発の推進
- DV被害者支援体制の充実
- ・性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為などへの対策の推進
- セクシュアル・ハラスメントへの対策の推進

基本的施策10 生涯を通じた健康づくりの支援

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件である。そのためには、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことが大変重要となる。また、長時間労働、出産・育児、食生活などの生活習慣の違いにより、男女が抱える健康上の課題には違いがあることについて理解を広めていく必要がある。この目的を達成するため、以下の施策をすすめる。

・性差を踏まえた健康づくりの支援

- 性感染症対策や性教育の推進
- ・安心・安全な妊娠・出産への支援
- 不妊治療対策の推進
- ・子宮がん・乳がん検診の普及啓発

計画の推進

(1) 推進体制の整備・充実

上記の基本方向に基づき施策を総合的かつ効果的に推進していくためには、県を中心に多様な主体が連携・協働して取組を推進する体制の整備・充実が求められる。このため、以下の施策をすすめる必要がある。

- ・県における推進体制の強化
- 市町村推進体制への支援
- ・大学、企業、NPO、地域団体等との連携・協働の推進

(2) ウィルあいちを拠点とする推進

ウィルあいち(愛知県女性総合センター)は、愛知県の男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設として様々な役割を果たしてきたが、今後は次のような役割の一層の充実・強化が求められる。

- ・男女共同参画に関する知識や意識の普及
- 相談体制の充実
- ・多様な主体との連携・協働・ネットワークづくり

4.3 旧プランとの相違点と部会での議論

平成13年策定の旧プラン⁶⁾では、重点目標は5つとされていたが、新プランの基本方針として、旧プランの「計画の推進」を「重点目標」から切り離して独立した項目とした。これは愛知県として重視する目標を明確化してプラン自体を簡潔なものにする必要があるという、審議会における意見を反映したものである。また、重点目標 I ~IVのタイトルには大きな変更はないが、その下におかれている基本的課題は、表に示すように、近年の傾向を踏まえた新たな事項が盛り込まれるなど、平成13年度の旧プラン策定時(および平成18年度の改訂時)以降の男女共同参画をめぐる状況の変化に対応したものとなっている。以下では新旧のプランを比較して、その違いを確認する。

重点目標 I (男女共同参画社会に向けての意識改革)では、それまで筆頭項目として提示されていた「人権の尊重」と「女性や子どもに対する暴力の根絶」が、重点目標IV (安心して暮らせる社会づくり)へと移され、あらたに「男性にとっての男女共同参画」が加えられ、「男女共同参画を推進する教育・学習の充実」が「子どもにとっての男女共同参画」へと改称された。

人権と暴力に関する項目の移動については、本項目(重点目標1)が男女共同参画にむけての 意識改革を目標とするものであることを明確化するための措置である。また、これまでの10 年間で男女共同参画が必ずしも十分に実現していない原因として、男性の協力が得られていな いことが考えられることから、男性の更なる意識改革をうながすべく、「男性にとっての男女共 同参画」を新規の項目として導入している。

重点目標II(あらゆる分野への社会参画の促進)では、男女共同参画の実現という目的に直接的なかかわりが薄いという理由で、旧プランにあった基本的施策としての「国際交流・協力の推進」を削除し、さらに「新たな取組を必要とする分野への男女共同参画の推進」については、その中の施策の方向として掲げられていた「防災・災害復興分野における男女共同参画の推進」「地域づくり分野における男女共同参画の推進」「環境分野における男女共同参画の推進」を、新プランの基本的施策「地域活動における女性の地位向上と活動分野の拡大」に統合することで、施策の狙いを明確化した。

重点目標Ⅲ(多様な働き方を可能にする環境づくり)は、旧プランの「就業環境と就業条件の整備」から名称を大きく変更し、新たに「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」を基本的施策として取り入れることとした。

重点目標IV(安心して暮らせる社会づくり)は、生活困難の問題や配偶者等からの暴力(DV)といった男女共同参画をめぐる社会の状況に対応すべく、旧プランの「生涯にわたる心身の健康と生活の充実」において重視された「健康づくり」という目標に加えて、「人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援」「女性に対する暴力の根絶」という観点を基本的施策の柱に据えている。なお、旧プランでは重点目標 I におかれていた基本的課題「人権の尊重」と「女性や子どもに対する暴力の根絶」は、本重点目標にその位置づけを変えている。

なお、旧プランでは重点目標Vとして掲げられていた「計画の推進」については、重点目標とは位相を異にするものであるとして重点目標から切り離して提示することとしている。

5. 政府の男女共同参画基本計画との関係

ここまで検討してきた愛知県における新プランの策定と時期を同じくして、政府(内閣府男女共同参画局)においても第3次男女共同参画基本計画策定に向けての取組が行われてきた。 平成22年7月23日に内閣総理大臣に提出された「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(答申)」⁷が、愛知県の新プラン検討において重点目標・基本的施策の各項目の選定等に大きな影響を与えたことは否定できない。そこで、以下では政府(内閣府男女共同参画局)の答申の概略を紹介していくこととする。

本答申では、男女共同参画社会の実現によって目指すべき社会を、以下のように提示している。

- ① 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会

愛知淑徳大学論集-交流文化学部篇- 創刊号

- ③ 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
- ④ 男女共同参画に関して、国際的な評価を得られる社会

そして、これまでの計画遂行にあたって反省すべき点を踏まえたうえで、第3次基本計画の 策定に当たって改めて強調すべき視点を次のとおりに定めた。

- ① 女性の活躍による社会の活性化
- ② 男性にとっての男女共同参画
- ③ 子どもにとっての男女共同参画
- (4) 様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- ⑤ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑥ 地域における身近な男女共同参画の推進

以上の基本方針にもとづいて15の重点分野が策定された。第2次基本計画では12の重点分野が設定されていたが、今回はそのラインナップを見直し、以下の分野が重点分野として定められ、これまでの反省と今後の目標、施策の基本的方向と具体的取り組みについて記述している。ここでは、重点項目を列記するにとどめる。なお、愛知県の新プランと同様、推進体制(愛知県では「計画の推進」)は重点目標とは別に提示されている。

重点分野

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画(*)

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

第5分野 男女の仕事と生活の調和

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援(*)

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備(*)

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画(*)

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進(*)

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献 (* 新設分野)

本答申に見られる特徴は、「女性」の問題であるという印象を払拭するため、そして多様な生き方を視野に入れた計画を成すために「男性と子どもにとっての男女共同参画」をひとつの重点分野として独立させた⁸ことにあるという。この方針は愛知県の新プラン策定においても大

きく取り入れられることとなり、重点目標 I の中に新たな項目として提示されている。

6. 愛知県の男女共同参画実現にむけて

愛知県の男女共同参画社会実現に向けた動きは、筆者も調査取りまとめに関与した平成20年9月に行われた県民意識調査®に見られるように、現状としては男性の中高年および若年層を中心として進展状況に陰りがみられる。それに加えて昨今の格差の拡大や経済不況等によって女性をはじめとする社会的マイノリティの置かれた状況は、悪化しているといってもよい。

そのなかで今回紹介した愛知県の新プラン策定に当たっての答申は、政府(内閣府男女共同参画局)の方針と歩調を合わせる形ではあるが、基本的施策として敢えて「男性にとっての男女共同参画」をとりあげ、女性だけでなく男性も同様にかかわることが必要であることを訴え、また、とりあえず女性をメンバーに入れて数を合わせればよしとする考え方に対しては、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」を基本的施策に盛り込むことによって、女性の実質的な活躍の場を確保しようとしている。さらにこれらを実行に移すためには、男女ともに「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現が不可欠であることを示すなど、現在の状況下で「男女共同参画社会の実現」という目標を達成するには何が必要であるかを明確に示すことができたという点では評価にあたいするものといえよう。

とはいえ、本答申はあくまで基本方針の「提案」にすぎず、それを実行に移して男女共同参 画社会の実現を成し遂げるのは、県庁の各担当部署である。かれらが数度にわたる部会、そし て審議会での議論を結実させ、男女共同参画社会の実現を通して、現代社会の閉そく感を打破 することにつながることを願っている。

注

- 2 愛知県県民生活部社会活動推進課男女共同参画室『改訂版 あいち男女共同参画プラン21~個性が輝く社会をめざして~』(平成18年10月)による。
- ② 愛知県県民生活部社会活動推進課男女共同参画室「男女共同参画意識に関する調査 報告書」(平成21年3月)
- 3 愛知県県民生活部社会活動推進課男女共同参画室「あいち男女共同参画プラン21 (改定版)の取組の評価と課題」 (平成22年2月)
- 4) 平成22年度第1回(通算第14回)愛知県男女共同参画審議会議事録より一部抜粋。
- 5) ここで用いた新プラン (新あいち男女共同参画プラン (仮称) の基本方針について (答申案)) の概要については、平成22年10月27日に開催された愛知県男女共同参画審議会での資料による。
- 9 平成13年度策定の旧プラン(あいち男女共同参画プラン21)については、すべて愛知県県民生活部社会活動推進 課男女共同参画室『改訂版 あいち男女共同参画プラン21~個性が輝く社会をめざして~』(平成18年10月)を 参照した。
- ⁹ 男女共同参画会議基本問題・計画専門調査会「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(答申)」 平成22年7月23日 による。
- ◎ 羽入佐和子(基本問題・計画専門調査会会長)「基本問題・専門調査会報告書の取りまとめに携わって ―その基本方針と構造― 」 (『共同参画』 No.27, 2010 年 9 月, p.6)
- ⑨ 愛知県男女共同参画審議会「男女共同参画意識に関する調査の結果について」(平成21年3月19日)

図 新あいち男女共同参画プラン(仮称)の基本方向について(答申案)の概要

答申にあたっての基本的な考え方

- ○現プランの「あいち男女共同参画プラン21」(平成13年3月策定、平成18年10月改定)は計画期間 を平成22年度までとしていることから、今年度末までに、県は新たな男女共同参画プランを策定。
- 〇男女共同参画審議会は、平成22年6月に知事から、新プランの基本方向について諮問を受け、部会を
- ○諮問に対する答申にあたっては、社会経済情勢の変化や、男女共同参画をめぐる現状と課題、国の第3 次基本計画の答申などを勘案。

男女共同参画をめぐる現状と課題

(1)男女共同参画に関する意識

- ○「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的性別役割分担意識が依然として根強く、愛知県 は全国と比べて強い。
- ○固定的性別役割分担意識は男性、特に若い男性に強く、男女間や世代間で意識の違いが見られる。
- ○「学校教育の場」では男女平等と感じている人が多いが、その他の分野では「男性が優遇されている」 と感じている人が多い。

(2)様々な分野における男女の参画状況

- ○政策・方針決定過程に占める女性の割合は年々上昇しつつあるが、国際的には低い水準。
- ○出産・育児を機に離職する女性が依然として多い。
- ○家庭における家事分担は共働きであっても妻の負担が多い。
- ○地域活動への参画は男性より女性の方が多いが、方針決定過程への女性の参画は少ない。
- ○理工学を専攻する女子学生の割合は低く、男女で専攻分野に偏りが見られる。

(3) 男女共同参画をめぐる社会の状況

- ○少子高齢化の進行により、将来的に生産年齢人口が減少。
- ○共働き世帯数は年々増加し、片働き世帯を上回って推移。
- ○男女ともに非正規雇用が増加、女性は過半数が非正規雇用。
- ○子育て世代の男性の長時間労働。男性の育児休業取得率は低い水準で推移。
- 〇仕事と生活の調和を希望する人は多いが、現実には男性は「仕事」、女性は「家庭」を優先。
- ○高齢単身世帯や母子世帯の女性で高い相対的貧困率。
- ○自殺者の約7割が男性。固定的性別役割分担意識による男性役割のプレッシャーも影響と考えられる。
- ○配偶者からの暴力被害に関する相談件数の増加。
- ○男女の身体的構造や生活習慣の違いを背景に男女間で異なる健康上の課題。

計画期間

平成23 (2011) 年度~27年 (2015) 年度までの5年間 (平成32 (2020) 年度までの中長期を展望)

計画がめざす 2020 年に向けた重点目標

I男女共同参画社会に向けての意識改革

人々の意識の中に長い時間をかけて形作られた固定的性別役割 分担意識を解消し、男女共同参画が女性だけではなく、男性も含め たあらゆる立場の人々にとって必要であるという認識を広めてい く必要がある。

Ⅱあらゆる分野への社会参画の促進

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画する機会 が確保されるよう、女性の参画が進んでいない分野や指導的地位へ の女性の参画を促進していく必要がある。

Ⅲ多様な働き方を可能にする環境づくり

育児・介護休業制度や子育て期間中の短時間勤務制度などの利用 が進み、多様な働き方についての公正な処遇が確保されるような社 会的気運の醸成が必要である。

Ⅳ安心して暮らせる社会づくり

近年の社会経済情勢の悪化や、家族・地域・社会の絆の弱まりな どを背景に、生活に様々な不安を抱えている人々が、性別に関わり なく、安心して暮らしていけるような社会づくりが必要である。



計画の体系

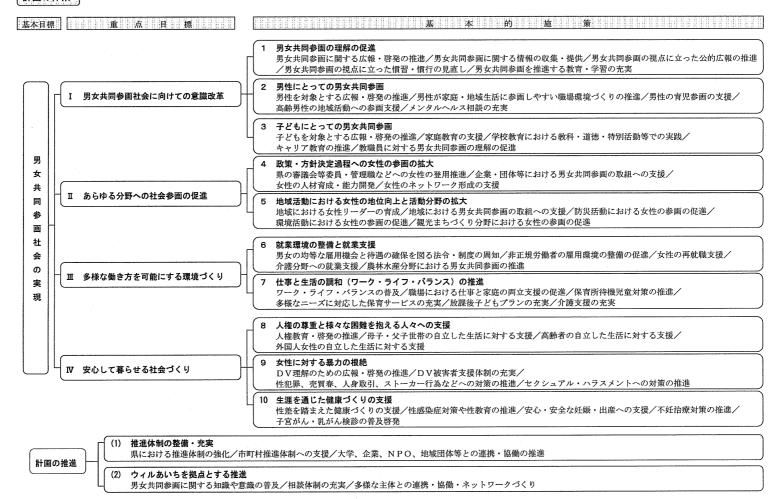


表 男女共同参画プランの施策の体系新旧比較

平成13年度策定プラン		平成23年度策定予定新プラン	
重点目標	基本的課題	重点目標	基本的施策
	人権の尊重		男女共同参画の理解の促進
	男女共同参画に関する正しい理解の促進	男女共同参画任会に	男性にとっての男女共同参画
	男女共同参画を推進する 教育・学習の充実		子どもにとっての男女共同参画
	女性や子どもに対する暴力の根絶		
Ⅱ あらゆる分野への社会参画の促進	政策・方針決定過程への 女性の参画の拡大 家庭生活・地域活動への 男女共同参画の促進	Ⅱ あらゆる分野への社会参画の促進	政策・方針決定過程への 女性の参画の拡大 地域活動における女性の地位向上と 活動分野の拡大
	国際交流・協力の推進		
	新たな取組を必要とする分野への 男女共同参画の推進		
Ⅲ 就業環境と就業条件の整備	女性のチャレンジ支援	Ⅲ 多様な働き方を可能にする 環境づくり	就業環境の整備と就業支援
	男女の職業生活と 家庭・地域生活の両立支援		仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) の推進
	就業機会の確保の促進と就業環境の改善		
IV 生涯にわたる心身の健康と 生活の充実	生涯を通じた 心身の健康づくりへの支援	Ⅳ 安心して暮らせる社会づくり	人権の尊重と様々な困難を抱える 人々への支援
	高齢者や障害者、母子・父子世帯などの 生活安定と自立支援		女性に対する暴力の根絶
			生涯を通じた健康づくりの支援
V 計画の推進	推進体制の整備・充実		
	市町村推進体制への支援	計画の推進	推進体制の整備・充実
	ウィルあいちを拠点とする推進		ウィルあいちを拠点とする推進

出典:筆者作成